BSL 安全保険ご加入のご案内

加入期間: 毎年4月1日~3月31日

更新はありませんので、毎年ご加入下さい。年度途中のご加入の場合でも、料金は変わりません。

保険加入料金

保険の適用開始は、火曜日までの申込で土曜日からです。 ※事前のご加入をお勧めします。

中学生以下	1, 200 円	
高校生以上	2, 300 円	

	傷害保険金額			
	死亡	後遺障害	事故の日からその日入院 1日目から/	を含めて180日以内 通院 1日目から/ 日額 30日限度
64 歳以下	2, 000 万円	3, 000 万円	4, 000 円	1, 500 円
65 歳以上	600 万円	900 万円	1,800 円	1,000 円

支払われる保険金・保険金が支払われない主な場合

対象となる事故

傷害保険

被保険者が日本国内において団体での活動中お よび往復中に、急激で偶然な外来

被った傷害(熱中症および細菌性・ウイルス性食中 毒を含む。)による死亡、後遺障害、入院、手術、通 院が補償されます。



●団体活動中のケガ

支払われる保険金

- (1) 事故の日からその日を含めて 180 日以内の死亡、 後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象と なります。ただし、通院保険金の支払日数は、1事故に ついて30日が限度となります。
- (2) 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として 医師の治療が必要となります。柔道整復師の施術に ついては、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合は、「医師」の 治療とみなされます。
- (3) 死亡された場合、死亡保険金額の全額が支払われ ます。ただし、既に支払われた後遺障害保険金がある 場合は、死亡保険金額から既に支払われた金額を控 除した残額が支払われます。
- (4) 後遺障害保険金は、以下の金額が支払われます。 ・・約款で定める第1級に該当する後遺障害は後遺障害 保険金最高額
- ・・約款で定める第2級~第14級に該当する後遺障害は、 死亡保険金額の 4% ~ 89%
- なお、保険期間を通じ約款記載の保険金額が支払限 度となります。
- (5) 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医 科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列 挙されている手術または先進医療に該当する所定の 手術を受けられた場合 に、保険金が支払われます。 お支払額 入院中の手術:入院保険金日額の10倍

入院中以外の手術:入院保険金日額の5倍

- ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の 手術1回に限られます。1事故に基づくケガに対して入 院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、 入院保険金日額の10倍の額のみが支払われます。 ※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※支払対象となる「先進医療」とは、公的医療保険制 度に定められる評価療養のうち、先進医療ごとに厚生 労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診 療所において行われるものに限ります (詳細につい ては厚生労働省のホームページをご参照ください。) な お、治療を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対 象になっている療養は先進医療とはみなされません。 保険期間中に対象となる先進医療は変動します。)
- (6) 通院しない場合においても、 約款所定の部位に傷 害を被った場合で、その部位を固定するために医師 の指示によりギプスなどを常時装着した場合 日数に対し、通院保険金が支払われます。
- (7) 入院、通院とも医療費の実費ではなく、 1日当たり の定額保険金が支払われます。
- (8) 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、 重複して支払われません。
- (9) 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故 により新たにケガをされても、入院・通院保険金は重 複して支払われません。
- (10) これらの保険金は、健康保険や他の保険からの

保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
- ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為、無資 格運転、酒気帯び運転
- ③ 被保険者の脳疾患、疾病 心臓疾患を含む。)、心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産。外科的手術その他の 医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合 を除きます。)
- ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱 ※、放射能汚 染など
- ※テロ行為によるケガは対象となります。
- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
- (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた児童、生徒、 学生または幼児の傷害(ただし、大学、短大、専修学校、 各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷 害に対しては支払われます。)
- (4) ご加入の加入区分で補償ができない活動を実施 している間に生じた傷害
- (5) AW 区分の「団体での活動中および往復中」 における熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒
- (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われ ません。
- ① 急性心不全、脳内出血などの突然死 (突然死葬祭費

- ②野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タ ナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、 の他 急激・偶然・外来の要件を満たさない 特有の障害
- ③ 成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性 腰椎症、腰椎分離症など) など
- (7) 他の身体の障害または疾病の影響
- ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響 により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いす る保険金が削減されることがあります。
- (8) 日本国外での事故および 補償期間外に発生した 事故 など



むちうち症、腰痛などで、

地震・噴火または 医学的他覚所見のないもの これらによる津波によるケガ

※けがをされた方は、 当日中に必ずご報告下さい。 サーキット内での事故報告

がないと保険が適用されません。